

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 平成23年(2011年)5月20日午前11時45分頃
- (2) 事故発生場所 東京都中野区大和町二丁目17番7号
- (3) 事故発生状況 大和児童館で起震車を使用した事業の実施後、区職員が帰庁のため同車を大和公園から後退した際に、相手方宅の車庫用アルミ製伸縮型門扉に接触させ、これを破損した。

2 和解(示談)の要旨

区は、相手方が被った損害345,450円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解(示談)成立の日

平成23年(2011年)8月22日

4 区の賠償責任

本件事故は、起震車を運転していた区職員の後方確認義務の懈怠により発生したものであり、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した門扉の交換費用の345,450円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から門扉の交換作業をした業者に支払われた。

備考

事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭による注意
- (2) 事故現場の状況確認及び関係職員に対するヒアリングにより事故原因を究明
- (3) 所属長から防災・都市安全分野の職員全員に事故防止の徹底

## 【報告案件2】

### 1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 平成23年(2011年)9月21日午後5時50分頃
- (2) 事故発生場所 東京都中野区鷺宮一丁目5番11号
- (3) 事故発生状況 区立わかたけ公園内に植えられていたけやきの木(高さ約20m)が、台風15号による強風のため倒れ、同公園に隣接する民家の屋根に接触し、この一部を破損した。

### 2 和解(示談)の要旨

区は、相手方が被った損害278,250円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後に区が直接修理業者に支払う。

### 3 和解(示談)成立の日

平成23年(2011年)10月13日

### 4 区の賠償責任

本件事故は、区が管理している公園に植えられた樹木が、強風及び根の一部腐朽のため倒れたことにより生じた事故であり、区の賠償責任は免れないものと判断した。

### 5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した屋根の修理費用の278,250円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

## 備考

事故後の対応について

- (1) 倒れた樹木の撤去
- (2) わかたけ公園内の同種の樹木の剪定を実施
- (3) 全区立公園内の樹木の目視点検を予定